

経済産業省

20220525 保局第1号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について等の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和4年7月15日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 辻本 圭助

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について等の一部を改正する規程

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について（20200408保局第2号）及び保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について（20210204保局第1号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この規程は、令和4年7月15日から施行する。

（経過措置）

第二条 この通達の施行の日から起算して6月を経過するまでの間は、保安機関の認定及び

保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について2. 技術的能力について(4) ⑤中(i)から(vi)までに規定される講習に関わらず、産業保安グループガス安全室が質量販売緊急時対応講習と同等と認めた講習を受講した場合は、質量販売緊急時講習を受講したものとみなす。この場合、当該同等と認めた講習の受講修了証をもって、(iv)の講習受講修了証とする。

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について等の一部を改正する規程

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について（２０２０年４月８日保局第２号）・・・・・・・・・・ ２

○保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について（２０２１年２月４日保局第１号）・・・・・・・・・・ ４

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について（20200408保局第2号）新旧対照表

（改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に二重下線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。）

改正後	改正前
<p>別添4 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について</p> <p>廃止・制定 平成31年 3月15日 20190308保局第5号 改正 令和 2年 4月10日 20200408保局第2号 <u>令和 4年 7月15日 20220525保局第1号</u></p> <p>第16条（販売の方法の基準）関係 1. [略] 2. 第3号は、充てん容器の引渡しは一般消費者のもとに配達し、配管に接続してからすべき旨の規定であり、いわゆる予備容器を一般消費者等のもとにおくことを禁止するものである。ただし、いわゆるツイン方式を禁止するものではない。（この場合、手動の切換えは一般消費者等が行ってもよい。） 「屋外において移動して使用される消費設備」とは、<u>屋台、キャンピングカー、キッチンカー等</u>をいう。なお、配管を使用しないで燃焼器を容器に直接接続する用法のものに対しては適用されないものとする。 3. ～8. [略] 9. 第13号本文は、液化石油ガスの取引は、ガスメーターの設置による体積販売すなわち計量法に定める法定計量単位の立方メートル（又はこの補助計量単位）により販売しなければならないことを定めた規定であり、同号ただし書は、次の場合には質量販売すなわち、計量法に定める法定計量単位のキログラム（又はこの補助計量単位）により販売することができることを定めた規定である。 (1) [略] (2) 規則第16条第3号ただし書に規定する場合、すなわち、自動車、屋台等に備えられた移動する消費設備により液化石油ガスを消費する者（例え</p>	<p>別添4 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について</p> <p>廃止・制定 平成31年 3月15日 20190308保局第5号 令和 2年 4月10日 20200408保局第2号</p> <p>第16条（販売の方法の基準）関係 1. [略] 2. 第3号は、充てん容器の引渡しは一般消費者のもとに配達し、配管に接続してからすべき旨の規定であり、いわゆる予備容器を一般消費者等のもとにおくことを禁止するものである。ただし、いわゆるツイン方式を禁止するものではない。（この場合、手動の切換えは一般消費者等が行ってもよい。） 「屋外において移動して使用される消費設備」とは、<u>屋台等</u>をいう。なお、配管を使用しないで燃焼器を容器に直接接続する用法のものに対しては適用されないものとする。 3. ～8. [略] 9. 第13号本文は、液化石油ガスの取引は、ガスメーターの設置による体積販売すなわち計量法に定める法定計量単位の立方メートル（又はこの補助計量単位）により販売しなければならないことを定めた規定であり、同号ただし書は、次の場合には質量販売すなわち、計量法に定める法定計量単位のキログラム（又はこの補助計量単位）により販売することができることを定めた規定である。 (1) [略] (2) 規則第16条第3号ただし書に規定する場合、すなわち、自動車、屋台等に備えられた移動する消費設備により液化石油ガスを消費する者（例え</p>

<p>ば、<u>キャンピングカー、キッチンカー</u>) に販売する場合。 <u>なお、密閉された車内で燃焼器 (コンロ) を使用する場合は、換気等に十分注意するよう指導されたい。</u></p> <p>(3)～(5) [略] 10. ～12. [略]</p>	<p>ば、<u>ホットドック屋</u>) に販売する場合</p> <p>(3)～(5) [略] 10. ～12. [略]</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	

○保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について（20210204保局第1号） 新旧対照表

（改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に二重下線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。）

改正後	改正前
<p>保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について</p> <p>廃止・制定 20210204保局第1号 令和 3年 2月25日 <u>改正 20220525保局第1号 令和 4年 7月15日</u></p> <p><u>1. 申請書類について</u> (1)～(6) [略]</p> <p>2. 技術的能力について (1)～(3) [略] (4) 緊急時対応の要件 緊急時対応を行う保安機関については告示第2条第3号において別途基準が定められているが、審査に当たっては次の点に留意されたい。 ①～④ [略] <u>⑤ 告示第2条第3号ロに規定する講習（以下「質量販売緊急時対応講習」という。）は、屋外において移動して使用される消費設備により液化石油ガスを消費する一般消費者等が、消費設備から液化石油ガスの漏えいが生じている場合に容器バルブを閉止するといった緊急時の必要な措置が行えるよう、所定の知識等を習得するための講習であり、かつ、この講習による保安機関の体制の緩和は、講習を受講し所定の知識等を習得した者が、実際に保安機関が30分以内に到着して行う緊急時の措置を当該消費者が行えるようにするためのものである。</u> <u>告示第2条第3号ロに規定する「緊急時対応に関する講習の課程を修了し」とは、販売契約時に有効期限内の受講修了証を有している者をいい、「緊急時に所要の措置を自ら行うことについて、当該液化石油ガス販売事業者の確認を受けたもの」とは、例えば、液化石油ガス販売事業者が当該消費者と販売契約を締結しようとする際に、当該消費者に対する</u></p>	<p>保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について</p> <p>廃止・制定 20210204保局第1号 令和 3年 2月25日</p> <p><u>3. 申請書類について</u> (1)～(6) [略]</p> <p>2. 技術的能力について (1)～(3) [略] (4) 緊急時対応の要件 緊急時対応を行う保安機関については告示第2条第3号において別途基準が定められているが、審査に当たっては次の点に留意されたい。 ①～④ [略] [新設]</p>

緊急時において消費場所に到着して行う措置を行わないことを、液化石油ガス販売事業者が書面（電磁的方法によるものを含む。以下同じ。）により説明をし、当該書面の控えに説明を受け理解した旨記載し、署名等した者等をいう。

なお、液化石油ガス販売事業者は、講習を受講し、当該講習の受講修了証の交付を受け、かつ、緊急時において自ら所要の措置を行うことについて確認を受けた者に対しても、例えば、規則第29条に規定される緊急時連絡の業務を実施しなければならないが、その措置の一つとして、電話等による適切な指示、助言等がある。

質量販売緊急時対応講習を受講し、当該講習の受講修了証の交付を受け、かつ、緊急時において自ら所要の措置を行うことについて確認を受けた者に対して、液化石油ガスを質量により販売する際は、受講修了証のコピー、緊急時において自ら所要の措置を行うことについて確認を受けた者の署名等された控えを他の帳簿と同様に保管するよう販売事業者に指導されたい。

この講習は、次の要件の全てを満たすものとする。

(i) 質量販売緊急時対応講習を実施する者（以下「講習実施者」という。）は、次の要件を全て満たすものであること。

イ 講習、研修等を適切に開催した実績（講習実施者自らの法人に在籍する者のみに対して実施されたものを除く。）を有する法人であること。

ロ この法律若しくは高圧ガス保安法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者が役員にいないこと。

ハ 質量販売緊急時対応講習を行うために必要な教材を備えていること（必要なときに使用し得る措置が講じられていることを含む。）。

ニ 質量販売緊急時対応講習を毎年度1回以上実施すること。ただし、災害その他やむを得ない事由により、質量販売緊急時対応講習の開催が困難であるときはこの限りでない。

ホ 質量販売緊急時対応講習の受講を申し込んだ者に対し当該者の所属等によって受講の許諾を判断することなく公正に取り扱うことについて、規約等を定めていること。

(ii) 質量販売緊急時対応講習の内容は、次の表の左欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる範囲について、講習時間は4科目合計4時間以上行うものであること。

<u>科目</u>	<u>範囲</u>	<u>講習時間</u>
<u>液化石油ガスの基礎</u>	<u>一 液化石油ガスに関する物理・化学の基礎知識</u> <u>二 液化石油ガスの性質等</u>	<u>4時間</u>
<u>各種設備の機能、取扱い</u>	<u>一 液化石油ガス容器等</u> <u>二 調整器</u> <u>三 燃焼器</u> <u>四 安全機器</u>	
<u>緊急時の対処の方法</u>	<u>一 非常時の措置（ガスが漏えいした場合、漏えいしたガスに着火した場合）</u> <u>二 損害賠償責任保険</u>	
<u>関係法令</u>	<u>一 高圧ガス保安法 第1章（総則）、第2章（事業）、第3章（保安）、第4章（容器等）及びこれらに関する政令、省令、告示、通達等</u> <u>二 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第1章（総則）、第2章（液化石油ガス販売事業）、第3章（保安業務）、第4章の2（液化石油ガス設備工事）及びこれらに関する政令、省令、告示、通達等</u>	

(注1) 講習の終了時に、理解度を確認すること。

(注2) オンラインによる講習（インターネット回線等で配信する講義をパソコン等によって個別に視聴させる方法）で実施することができる。

(iii) 講習実施者は、質量販売緊急時対応講習を実施する前に、講習の日程、実施場所及び受講定員並びに各科目について(ii)に掲げる要件を満たす講習である旨（科目ごとの講習形式（対面講習又はオンライン講習の別）を含む。）をインターネット等で広く公示し、受講希望者の募集を行うこと。

(iv) 質量販売緊急時対応講習の科目を修了した者に対して、講習実施機関名、受講者氏名、受講者写真、生年月日、修了年月日及び有効期限が表示された質量販売緊急時対応講習修了証（例えば、様式例によるものとする。）を発行すること。質量販売緊急時対応講習修了証を電子交付する場合において、様式例にある講習実施機関の印は、押印に代えて印影の表示をもって行うことができる。

なお、講習修了証の有効期間は講習修了の日から5年間とする。

(v) 質量販売緊急時対応講習の終了後、当該年度末までに、実施結果報告書を産業保安グループガス安全室へ提出すること。

(vi) (i)から(v)までの要件を満たすことについて、受講者の募集開始前に、産業保安グループガス安全室の確認を受けたものであること。

様式例

液化石油ガス法における質量販売緊急時対応講習受講修了証

氏名 ○○ ○○
生年月日 ○年○月○日
修了年月日 ○年○月○日
修了証番号 ○○○○

写真

○年○月○日まで有効

上記の者は液化石油ガス法における
質量販売緊急時対応講習を修了した
者であることを証明する。

○年○月○日

講習実施機関名 講習実施
機関の印

(注) 写真は、無帽、無背景、正面、上三分身、かつ、講習申込日前6
か月以内に撮影されたものであること。

(5) [略]

(5) [略]

備考 表中の [] の記載は注記である。